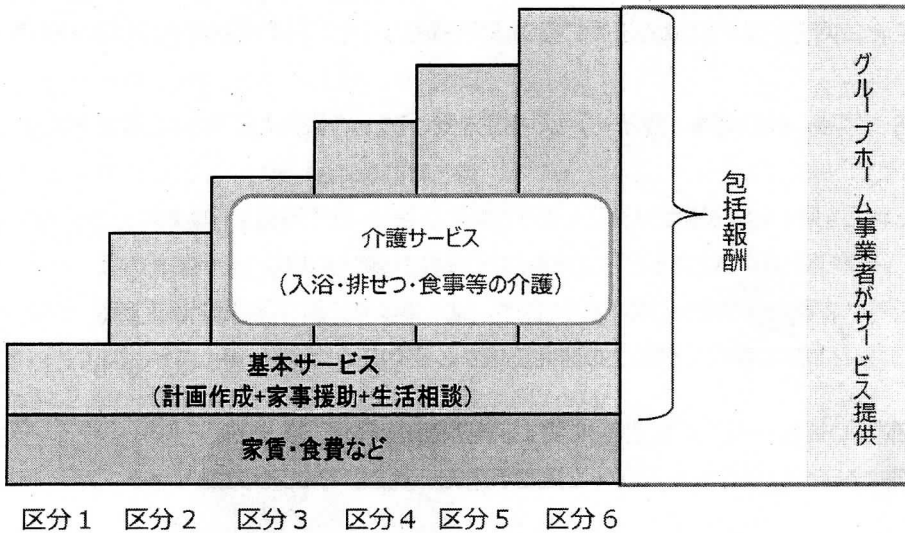


◆サービス報酬について

日中に就労又は、就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域生活を営む住宅において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供することに対して支払われます。

【介護サービス包括型の報酬のイメージ】



【外部サービス利用型の報酬のイメージ】

